

令和6年4月

各 位

阿賀町役場総務課

建設工事に係る前金払の取り扱い（変更）について

令和6年4月1日以降に阿賀町が発注する建設工事に係る前払金の取り扱いについて、下記のとおり改めたのでお知らせします。

記

1 対象となる工事

請負金額が300万円以上となる建設工事で、入札公告又は指名通知書等において、前金払が「あり」となっている工事。（中間前払金制度を含む）

2 新旧対照表

新（R6.4.1以降）	旧
請負金額が <u>300万円以上</u> となる建設工事	請負金額が500万円以上となる建設工事

※前金払限度額は請負金額の10分の4以内（10万円未満切捨）…変更なし

※中間前払金限度額は請負金額の10分の2以内（10万円未満切捨）…変更なし

3 適用

令和6年4月1日

以上

阿賀町役場総務課企画財政係
電話 0254-92-3113